



平成19年第4回町議会定例会が12月14日招集され、議案7件、陳情4件、意見案8件が審議され、同月18日閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

たほか、平成20年度予算編成に向けて、町村財政基盤の強化、医療保険制度の一本化、水産業対策の充実、道路の整備促進など40項目の要望事項が採択されたところです。

また、日程を前後して、全国観光地所在町村協議会総会、全国市町村水産業振興対策協議会大会、道路整備の促進を求める全国大会などが開催され、平成20年度政府予算の確保及び関係施策の充実等についての大会決議と関係省庁への陳情要請運動が行われました。

町政報告(要約)

はじめに

11月28日東京都NHKホールにおいて、全国町村長大会が開催され、出席してまいりました。

大会では、農山漁村が果たしてきた公益的な機能・役割、そのかけがえのない価値を十分認識し、町村が自立し、安定した財政運営の下で様々な施策が展開しうるよう、

- 一、地方交付税の財源保障・調
- 整機能の堅持と総額の還元
- 二、農山漁村対策、過疎対策地域の充実強化

など6項目の決議が採択され

一方、後志総合開発期成会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会並びに北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会では、10月29日、小樽開発建設部及び北海道開発局等に対し、管内の高規格幹線道路整備並びに北海道新幹線の整備促進の要望運動を、また、11月14日には東京都において、管内市町村長が、衆議院、参議院、国土交通省の関係部局などに対し、国の道路関係事業の整備促進を求める様々な項目についての要望運動を行ったところです。

財政健全化対策

新しい判断比率について
新聞報道等では、平成17年度及び18年度決算数値に見る積丹町の連結実質赤字比率が、国の示す再生基準を超えるか否かの予想報道がなされるなど、町内外からの関心と注目が集まっております。

夕張市の財政再建計画書の内容や同市の行政運営の厳しい現実の姿とを重ね合わせながら、平成20年度決算数値による法の基準の適用によって、積丹町が、平成21年度に直ちに財政再生団体に指定されることだけは、何としても回避したいとの一心をもって、限られた時間の下では

「財政健全化対策について」(追加町政報告)

「財政再生基準」適用に

3年間の経過措置
12月7日の新聞(夕刊)等において、「早期健全化基準」、「財政再生基準」、「経営健全化基準」

また、この内、「財政再生基準」に限り、3年間の経過的な基準(10%5%引上げ)を適用するという内容です。

など、かねて国(総務省)が政省令の整備を検討中の新たな地方自治体の財政健全化判断比率に関する一斉報道がありました。報道内容のうち、特に、当該が重大な関心をもって注視し、要請運動を続けてまいりました「連結実質赤字比率」については、

これらの基準を積丹町に当てはめた場合の「財政再生基準の経過適用」は、平成20年度〜21年度40%、平成22年度35%、平成23年度30%、また、早期健全化基準の適用については、平成20年度20%、となるのではないかと思定されます。

- 一、早期健全化基準」は、市町村の標準財政規模に同じ、
- 『16・25%』20%』。
- 二、「財政再生基準」は、市町村『30%』。

これら報道内容については、今後の国の政令及び省令の正式決定の後、北海道からの通知を待って、それら基準の具体的な法的運用の取り扱い等について、十分精査確認したいと考えております。



ありますが、要請運動に努めてまいりました。

要請の一つは、北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者機関が国（総務省及び厚生労働省）へ要望している「市町村立病院事業等の不良債務等の抜本的な健全化支援措置の創設」の中に、当町のような診療所の事業についても対象として含めていただきたいこと。

二つ目は、これまでの当町の行財政改革の更なる強化見直しを基本に、自主的な財政健全化計画を策定し、各会計の単年度収支の均衡を維持し、かつ、平成23年度までの向う5年間の自主的目標年限において、連結実質赤字比率を30%以下まで縮減する目標を明確にして、行政と議会と町民が一丸となった理解と協力の下で、その実効性を確保することを条件に、平成21年度における財政健全化判断比率の即時適用に、ぜひ特例的な猶予期間措置を講じていただきたいこと。

積丹町財政健全化計画（素案）への取り組み

これまでも申し上げてまいり

ましたとおり、約9億4百万円を超える当町の累積赤字の解消については、国や北海道の財政支援の期待による解消は困難であり、あくまでも地方自治体としての積丹町が自らの自助努力によつて解消を行わなければならないことから、これまでの行財政改革の強化を基本とした財政の健全化に向けた検討を行つてまいりました。

11月1日及び6日開催の、第15回議会行財政改革等調査特別委員会において、今後の財政健全化への考え方をまとめた「積丹町財政健全化計画（素案）」を説明、その後、町行財政改革推進委員会や産業まちづくり懇話会、各種補助団体、教育関係団体及び教育委員会など町の各行政委員会並びに町内各地区での町長室出前懇談会などにおきまして、急がれる財政健全化計画の重要性についてご説明を申し上げ、ご理解とご協力をお願いするとともに、ご意見やご提言をいただくことに努めております。

下水道料金の引き上げなど特別会計の収支改善が重要

計画素案では、全ての特別会

また、合わせて、北海道の指導言も得ながら、当町の財政健全化計画の策定及び推進のための適切な今後の事務作業の対応に努めてまいりたいと考えております。

再生団体の転落回避

100%の計画実行が条件に仮に、この度の報道内容とおり国の政省令が正式決定されるときでしたら、積丹町が平成20年度決算によつて直ちに財政再生団体に認定されることは、3年間の経過措置によつて回避されるものと見込まれるものの、財政健全化計画素案に基づく財政収支計画が、100%の実行性が担保されなければならぬことであり、また、その間におけるあらゆる財政運営上の計画変動要因にも弾力的な配慮が困難なことを意味することでもありますので、平成23年度の財政再生基準30%の適用は、予想を超える誠に厳しい数値であると認識しております。

時代を迎えたものと、改めて深く痛感をいたしております。そしてまた、平成20年度決算による早期健全化団体への適用基準20%を回避することについても、財政再生基準と異なり全く経過措置はなく、残された時間が明年度の一会計年度限りであることを考慮しますと、極めて困難であると申し上げますと、極めて得ません。

一方、市町村立病院事業等の不良債務等の抜本的な健全化支援措置の創設に向けた要請運動に関わる国の「公立病院改革ガイドラインの策定」については、年内決定の情報はあるものの、期待される同ガイドラインの策定内容に関しては、12日現在、全く新しい情報を得ていない状況にあります。引き続きの関係機関への要請運動に努めているところです。

このような状況を踏まえて、先の財政健全化計画素案の計画内容の点検精査、検討を急ぐとともに、町民の皆さんの一層のご理解とご協力をいただきながら、計画の円滑な策定と実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

つて経験したことのない、極めて厳しい財政規律と財政運営方針の下で自治体の行政運営を行なわなければならない、新たな

計における一般会計からの繰入金の縮減を図るための経営改善の実行を基本とし、特に下水道事業や簡易水道事業においては、料金の引き上げ改定や減免措置制度の見直し、国民健康保険事業においては、国民健康保険税率の見直し等による事業勘定赤字額の解消を、また産業交流雇用対策推進事業においては、民間委託や施設の処分の検討などの改革を計画しております。

一般会計においては、歳入の確保として、職員退職手当債の発行による毎年度の一般財源の確保や使用料・手数料などの引き上げ改定を、歳出の削減においては、職員・特別職等の人件費や公共施設の運営維持費、補助金などあらゆる分野での削減・見直しなどの改革を計画しております。

しかし、これらにより生まれる余剰財源を、累積赤字の解消財源として確保し、この計画に基づきこれまで以上の厳しい財政運営を行っても、当町の現在の財政規模の下で、約9億4百万円を超える累積赤字の解消を図るには10年間を要するものと推測しております。

このようなことから、平成20年度予算は、歳入を確保することと、歳出の一般財源充当額をあらゆる分野で抑制することに重点を置いた、かつてない厳しい編成にならざるを得ないと考えております。

町民・議会・行政が

協働の精神で転落回避を
今、積丹町がおかれている高齢化や産業経済の低迷など特に厳しい環境条件の下ではありますが、行政と議会と町民の皆さんが、協働の精神のうえに立つて、この困難を乗り越えるために共に協力し、目標達成への懸命の努力を傾けていくことが何よりも増して大切であると認識しております。

なお、この財政健全化計画案については、国の財政健全化判断比率等の具体化を踏まえ、北海道等の適切な助言をも得ながら、計画素案の細部の検討調整作業を行い、当町の自主的な財政健全化計画案として位置づけるとともに、平成20年度を含む次年度の行財政改革の計画的な実施に向けて、所要の準備を整いし、個別の改革案件に係る予算措置や条例改正案等の

議案の提出のため、臨時議会の招集も含めた対応をしまいたいと考えております。

町民の皆さんの特段のご理解とご協力を、重ねてお願い申し上げます。

後志広域連合

平成20年国民健康保険事務・介護保険事務を1年延期

4月24日に管内16町村が参加して共同で事務作業を行う「後志広域連合」が設立され、税の滞納整理事務がスタート、同時に国民健康保険事務・介護保険事務についても、20年4月の開始をめざして準備作業を進めてきました。

一方、国民健康保険事業・介護保険事業の事務を遂行するうえで、広域連合と構成町村との電算システムの構築とオンライン化が必要不可欠であり、電算システムの構築には、構成町村とのシステムの互換性を持たせなければならぬことから、構成町村の既存の電算システムの機能を把握するため、後志広域連合の当初予算に電算システムコンサル委託料を計上し、専門家による調査を実施したところ

11月8日開催の広域連合会議において、その調査結果についての報告があり、構成16町村のシステムが複数存在し連合事務として行う国民健康保険事務・介護保険事務や、新たに導入される後期高齢者医療制度実施に伴うシステム改修作業も並行して進める必要が生じることから、これらのシステムと連動させる開発期間が年度内では、不足するため、平成20年4月での電算システム稼働は困難な状況であるとのコンサル会社からの調査結果でありました。

仮に事業着手した場合、導入した新システムで当初賦課、被保険者の資格管理等が正確に処理されるかどうかの検討に要する時間が必要となり、その間は旧システムによる作業事務とならざるを得なく、構成町村の事務負担がかさむことから効率的な運用の確保が難しい状況にあります。

また、システム構築後、従来から稼働していた住民サービスが停止、若しくは不具合等が発生した場合、住民サービスの提供に著しい影響を及ぼすことが懸念されます。



後志広域連合の事務が住民サービスに支障をきたさなく効率的に運用を図るためには、電算システム導入時においてシステム構築後の安定した確実な稼働が行えることが前提条件です。

■安定・確実な電算システム構築を最優先

このようなことから、広域連合会議において、電算システム構築に係る国民健康保険事務・介護保険事務の検討を行った結果、安定かつ確実なシステム構築を実現するためには、導入におけるリスクを最大限回避し、リスクを極小化することが必要であるという結論に達し、当初運用開始を予定していた平成20年4月を平成21年4月1日に1年間延期することとなりました。

この結果については、11月15日開催の第1回後志広域連合議定会定例会において、行政報告また一般質問の中で広域連合長より報告・説明がなされたところ

です。
今後の予定としては、本年度内にプロポーザル企画提案型方式により一業者を選定し、平成20年度の早期の委託業者との契約締結に向けて、各構成町村

においては、当初予定の本年度内の補正予算措置を見送り、平成20年度当初予算に電算システム構築負担金の予算計上を行うこととなりました。

■道地域再生チャレンジ交付金

後志で積丹1町決定

高橋北海道知事の2期目の公約として掲げられた、地域格差是正対策として平成20年度に創設する予定の「北海道地域再生チャレンジ交付金制度」は、その手法や課題を制度に取り入れるため、平成19年度においては、モデル事業として実施することとなりました。

この制度は、過疎化や高齢化など地域格差の是正に向けて、市町村が住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取り組みに対し、北海道が独自に新しい交付金制度による支援を行おうとするものです。

当町では、東しゃこたん漁業協同組合などが実施主体として事業を行う「ニシン稚魚放流事業」、エゾバフンウニ種苗放流事業「やいきいき水産教室」などの漁業分野と、新おたる農業協同組合が実施主体として事業を行う「家畜ふん尿利活用推



進事業」や「ブランド産地確立事業」など酪農・畑作などの農業分野との事業を、しゃこたんブランド強化プロジェクト」として計画事業構成し、9月に応募したところ

です。
その結果、全道57市町村から47事業の応募があった中で、道内の15市町村が関わる10事業が採択され、内、後志管内では、当町のプロジェクト事業1件が10月30日付けで、北海道知事から採択の決定通知を受けました。

今回計画したプロジェクトについては、本年度当初予算計上事業により構成しており、交付内示額1千万円は、現在の当町にとりましては貴重な財源となることから、関係の漁協及び農

協との連携を密にしながら適正な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

■支庁制度改革案

後志支庁は総合振興局

11月16日、但知安町において

「後志支庁存続全後志総決起集会」が開催されました。

北海道は、現在の14支庁を全廃し、北海道を6つの連携地域に区分し、連携地域毎に必要な総合振興局を設置する支庁制度改革案についての考え方を示しております。

道央圏域については、後志支庁のほか石狩・空知・日高・胆振の5支庁を統合し、現在の支庁機能を持つ「総合振興局」とその出先機関となる「振興局」を設置する内容となっており

ます。
しかし、道央圏に設置される総合振興局は、余りにも広範囲となり、自然環境や産業構造等が全く違う地域をまとめること自体に無理があり、札幌への一極集中と周辺市町村の一層の過疎化を招く恐れが危惧されているところ

です。
11月27日、道議会特別委員会に示された、新しい支庁の姿原

案)においては、後志支庁は総合振興局として存続することが計画されておりますが、今後の道議会の論議の行方によりましては、振興局となる可能性も残されており、原子力防災対策の充実や市町村連携による広域行政を推進する観点からも、管内市町村を挙げての一層の存続運動が重要になるものと考えております。

企画課関係

高知県香美市との交流
「刃物まつり」へ11人が参加

積丹町地域間交流推進協議会（佐藤勝次会長 構成9団体）は、高知県香美市との交流事業として、「第26回刃物まつり」に、10月19日から22日までの4日間、山本商工会長を団長とする総勢11人により参加してまいりました。

同まつりの恒例の催しとなりました「積丹町北海道物産市」においては、同市関係団体等のご協力をいただきながら、当町の海産物や農産物等の販売・実演を行い、当町のPRと同市との交流を深めることができましたとの報告を受けております。



住民福祉課関係

北海道後期高齢者医療広域連合
保険料率が決まる

11月22日開会の第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会で、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案が可決され、北海道における同医療制度の保険料率が決定いたしました。

この保険料は原則全員が定額で支払う「均等割額」と年金など収入に応じた「所得割額」を合算したもので、年金から天引きされるほか、2年に一度見直しが行われることとなっております。

平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、一人年額

4万3、143円、所得割率は100分の9・63、保険料の賦課限度額は、50万円です。

保険料の軽減措置については、所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて均等割額が軽減されます。

また、後期高齢者医療制度に加入するまで被用者保険の加入者に扶養され、これまで医療保険の保険料の負担がなかった方については、激変緩和のため2年間所得割がかからず均等割も5割軽減されることとなります。

更に、これらの方については、平成20年度限りの特例措置として、保険料を9月まで徴収せず、その後の半年間は均等割の一割とする。激変緩和措置を講ずる方向で、政府部内で検討されているところです。

これら75歳以上の高齢者を対象に来年4月から始まる後期高齢者医療制度については、引き続き、町広報紙等において住民周知を図ってまいります。

除雪サービスマネジメント

関係団体と連携し実施
平成12年度から町単独の介護保険事業の一環として実施して



各種住民健康診断

受診率の向上に努める
本年度の各種健康診断は、10月末現在で基本健診285人（前年度の基本健診及び短期ド

おります高齢者世帯や独居老人世帯、身体に障害を有する方々の除雪サービスマネジメントを、今年度も関係団体と連携を取りながら実施します。

昨年度は、暖冬の影響から、平成17年度の大雪から一転し年間利用者数が51人減の14人、年間利用延べ利用時間も92・5%減の74時間30分を実施したところですが、本年度も該当世帯の事前の状況把握に努め、前年度の実施状況等を参考にしながら円滑な実施に努めてまいります。



ツク受診者373人)、胃がん検診198人(前年度125人)、かくたん検診7人(前年度2人)、大腸がん検診226人(前年度140人)が終了しておりますが、平成14年度以降毎年減少している傾向にあります。

国民の医療費の抑制対策が国の社会保障制度改革の大きな柱となっている今日、定期的な検診による傷病の早期発見、早期治療が住民の健康管理上最も重要です。

国、都道府県、市町村及び医療保険者による生活習慣病(メタボリック・シンドローム)対策が、平成20年4月から開始され、「特定健診・特定保健指導」の実施が市町村などの医療保険者にも義務付けされることから、高血圧・糖尿病・脂質異常などの生活習慣病の早期発見予防に最も重要な役割を果たす住民検診の受診率の向上と、適切な事後指導など、一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

塵芥収集事業の動向

ごみ総排出量52%減少
ごみの広域処理やごみ処理費用の有料化、事業系ごみの分離

収集化など、当町における一般廃棄物処理対策の制度と仕組みが大きく変わりましたから約1年が経過しました。

本年10月末現在のごみの総排出量は約533トン(前年同期、約1,103トン、52%の減少)また、広域焼却施設からの焼却残渣は、約62トン(前年度6か月間比、258トン、76%の減少)で、著しいごみの減量化が図られている状況にあります。

このことは、ごみの有料化や分別・資源化に対する町民意識の向上や観光ごみの持ち帰り運動の新たな展開、更には、新しい広域焼却設備の処理能力の高度化などが主な要因であると分析しております。

町民並びに事業所の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

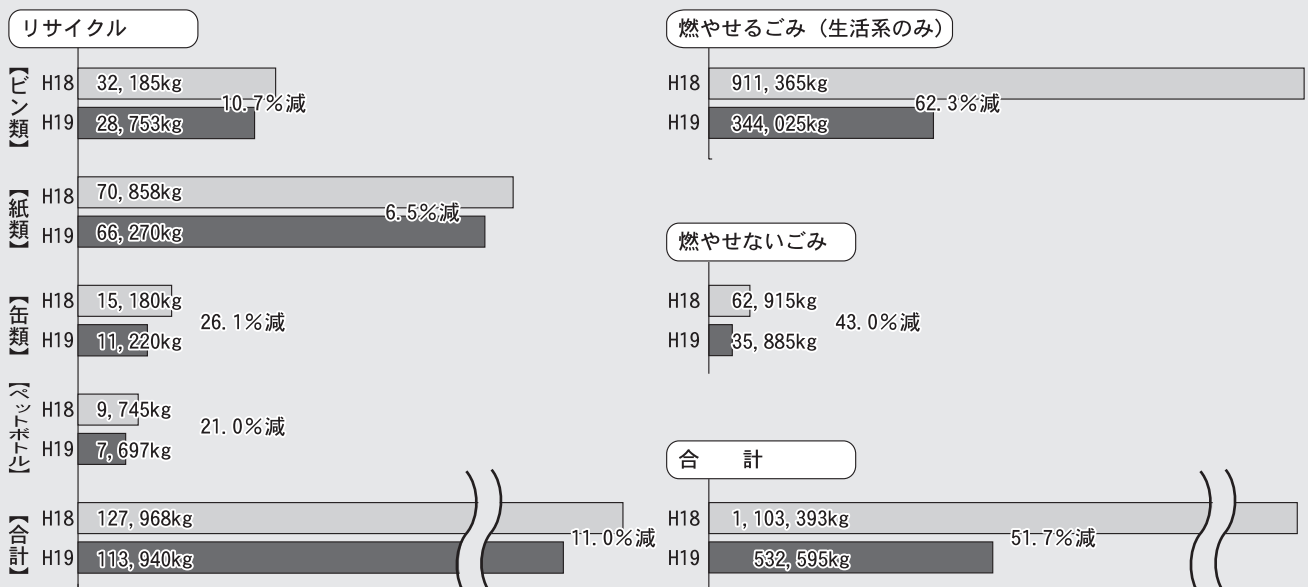
国保診療所関係

前年比1千人超の増
11月末現在の外来患者数の状況は、延べ8,373人(1日平均50人)で、昨年同期と比較し1,132人の増(前年度1日平均44人)という状況で推移しております。

患者送迎バスの運行については、11月末現在で延べ948人

こんなに減りました!

ごみの排出量状況 (H18.10月 ~ H19.10月末現在)



(68回運行で1日平均14人)が利用している状況にあります。

また、道立余別診療所の廃止に伴い道の地元保健医療支援対策として採択された「公的診療所等特別対策事業」により、低周波治療器、自動問欠けん引装置など、5台の医療機器と往診車など車輛2台、総額約590万円の配備が完了し、すでに本町の地域医療と住民の保健予防事業活動のために活用されております。

商工観光課関係

水中展望船

外国人利用者が65%増
本年の観光客の入込み状況は、11月末現在、約110万人と推計しており、前年対比若干の減少傾向を示しております。

各観光施設の11月末現在の売上状況等については、レストハウス「ペニンシュラ」の売上金額が、前年対比約20%減の1億800万円の状況と報告を受けております。

また、水中展望船については、10月24日で運航を終了しており、運航実績は、利用客2万7,083人(前年対比3,862人

の減)、売上金額3,148万円(前年対比448万円の減)という状況です。

7月から8月の時化による運航中止の影響を受け、昨年を約12%下回りましたが、外国人利用者は香港のほか台湾からの利用者が増え、前年対比65%増の2,370人となりました。

冬季観光に向けた取り組み

観光シーズンの延長化へ
冬季の街の活性化を願って、昨年に引き続き積丹飲食店組合が主催した「第3回はしご酒大会」が10月26日催され、町内外から参加した約230人の方々が、はしご酒を大いに楽しみました。

また、今年で6年目を迎えた「どっこい積丹・冬の陣」の第1

弾が、11月17日総合文化センターで開催され、約1,200人の観光客などで賑わいを見せました。

また、同日、ニセコを訪れる外国人観光客を積丹半島地域に呼び込むことを目的に、後志支庁と関係町村で「積丹半島周遊ツアー」を実施したところです。

参加者はオーストラリアやニュージーランドから来ている観光体験事業者や不動産開発事業者ら12人で、泊村の鯨御殿や神恵内村の郷土玩具館を訪れたあと、どっこい積丹・冬の陣」で寿司の食べ放題を楽しみました。

今後の外国人観光客の入込み増につながる契機となることに期待を寄せております。

第2弾は、12月1日、岬の湯しゃこたんを会場に7種類の鍋による「積丹鍋の競演」が開催されたところです。

このような様々な冬季観光に向けた取り組みは、町内の商工観光団体の方々が中心となり、課題を乗り越えながら行っているものであり、継続的かつ地道な努力の積み重ねが、今後における通年型観光に向けた観光シーズンの延長化につながるもの

と考えております。

岬の湯しゃこたん

11月から利用料金引き下げ
11月末日現在の入浴者数は、10万6,013人(前年同期比、約3.5%、3,822人の減)、入館料等収入総額は、1億166万円(前年同期比、約2.5%、264万円の減)という状況です。

冬季間の利用客の増大対策として、期間限定による利用料金の引き下げを昨年度は、本年1月から、今年11月1日から実施しております。

11月末日までの利用状況は、入浴者数で5,455人(前年同期比、約0.1%、4人の増)、入館料等収入総額では、502万円(前年同期比、約8.0%、44万円の減)という状況です。

農林課関係

農業生産の概況

畑作は昨年並みの生産額
11月末日現在の新たなる農業協同組合取扱高は、昨年度実績に比べ、約12%減の4億7千万円と見込まれるとの報告を受けております。

畑作については、雪解け以降





の低温や風害と夏の猛暑などの影響が大きく、前年対比約20%減、約1、600万円の生産額でした。

酪農・畜産関係

前年比10%を超える生産減
 厳しい消費低迷が依然として
 続き、乳価においても4・5%
 の下落や猛暑に伴う乳量の減産
 などから、生産量で約13%、生
 産額で約17%といずれも減少の
 1億6、900万円と見込まれ
 ております。

また、畜産についても国産肉
 牛の価格高値が続いた反動か
 ら、秋以降はむしろ価格が下降
 傾向に転じたところであり、一
 段と厳しい状況が続いております。

出荷頭数では598頭（前年
 対比55頭、約8%減）、生産額は
 約13%減の1億9千万円と見込
 まれております。

世界的な穀物不足と原油価格
 の高騰などが生産コストを直撃
 し、懸命にコスト削減に取り組
 んでいる酪農・畜産農家にとり
 まして、これまで以上に厳しい
 経営環境が続いております。

また、ミニトマトについては、
 単収量の増加に向けての積極
 的な栽培技術の導入と熱心な栽
 培管理により、約17%増の成果
 を得たところですが、全国的な
 価格の低迷と夏場以降の高温か
 ら軟果や裂果の発生と大玉化か
 ら、生産額では、約2%増、約
 3、200万円の生産実績に留
 まり、アスパラ・スイートコー
 ン・花卉については、春先から

緑資源機構造林事業

作業道新設工事完了

本年度計画した神岬団地及び
 婦美団地等での、トドマツ・赤
 エゾマツの下刈りや除伐等の保
 育施業は、計画どおり9月末ま
 でに完了しました。

また、婦美地域の丸山地区及
 び婦美二地区の二団地内での作
 業道新設工事については、11月
 末で完了し、成長不良木の除去
 や過密緩和のための除伐施業に
 ついても、11月末現在で58ヘク
 タール（進捗率70%）が完了し
 ており、年度内完了に向けて鋭
 意施業中です。

水産課関係

水揚量は前年比36%減

いか、ぶりが不漁
 11月末日現在の、東しゃこた
 ん漁業協同組合取扱高による総
 水揚量は、2、172トン（前
 年対比36%、約1、244トン
 減）、総水揚額は約9億100万
 円（前年対比32%、約4億3、
 600万円減）で非常に厳しい
 状況で推移しております。

主な要因としては、主要魚種
 の「いか」「ぶり」等の水揚げが
 大きく落ち込んだものです。

今後の水揚げに期待をすると
 ともに、厳しい冬期間の安全操
 業に努められるよう願っております。

余別漁港冷凍・冷蔵保管施設

2月完成予定

国の直轄漁港として整備が進
 められております美国漁港の北
 防波堤工事及び余別漁港の北
 岸及び西防波堤背後用地舗装工
 事は本年12月末日で完了予定で
 す。

北海道が実施している日司漁
 港西防波堤改良工事、美国・入
 舸・余別（来岸）の各漁港維持
 工事、大型魚礁設置工事は、11
 月末日に完了しております。

美国小泊漁港海岸環境整備事
 業については、突堤・護岸工事
 が進められており、明年3月末



完成が待たれる余別漁港冷凍冷蔵保管施設

日完了予定となっております。

また、東しゃこたん漁業協同組合の余別漁港水産鮮度保持施設（冷凍・冷蔵保管施設）整備事業については、10月1日に着工し、2月末日の工期内完成に向け順調に工事が進められております。

建設課関係

公営住宅火災警報器設置

対象60戸を3年計画で本年度発注工事12件の内、すでに完了した主な工事は、緑資源機構造林事業婦美団地（丸山地区）及び同（二地区）作業道新設工事など9件、工事契約総額5、056万8千円です。

また、平成18年の消防法の改正により設置が義務付けられている公営住宅火災警報器設置工事については、全町設置対象公営住宅15棟60戸を本年度から3か年計画で実施することとし、本年度分22戸への設置工事を過日発注したほか、町内主要河川の河口閉塞除去工事については、来春の河川増水前の発注を予定しております。

この冬の除雪作業

堆積場所のご協力を

本年度の町の除排雪計画は、町道101路線34・4km、公共施設内8・0km、合計42・4kmを常時除雪路線とし、うち町道及び公共施設、合計25kmについては、運搬排雪を実施するとともに美国地区流雪溝の効果的な運用に努めてまいります。

平成17年度の発足以来、今年で3年目になります小樽土木現業所余市出張所管内の除雪会議が11月14日に開催され、小樽開発建設部をはじめ各自自治体において、これまで除排雪作業に苦慮した経緯を踏まえて、厳しい財政状況下での国道、道道及び町道の各降雪・除雪情報を共有し、更なる連携強化を図ることを確認したところです。

当町においても、除雪費の節減を余儀なくされている状況下にあります。除雪車出勤基準（一夜積雪深10cm）の維持と、町道沿線土地所有者や町民各位の堆雪場所の提供等へのご理解とご協力をいただきながら、効率的な除排雪作業の実施を念頭に、住民生活の安全確保と快適な冬の生活環境の維持に努めて

まいります。

9月25日の野塚集中雨

治山工事実施へ本格調査

9月25日の野塚地区の局地的な集中豪雨により、国道229号が野塚町市街T字路から西河トンネル間で6箇所土砂崩れが発生し、一時全面通行止めになりましたが、小樽開発建設部の懸命の復旧作業により翌朝には開通しました。

その間、通院通学者など余別管内の町民の皆さんには国道の迂回など大変ご不便をおかけしたところですが、通行中の車輦や住家の床上浸水など深刻な災害発生に至らず安堵したところです。

また、今後の災害復旧にあたり、災害発生当日中に石狩森林管理署及び後志支庁林務課の担当職員が現地に入り、石狩森林管理署が管理する国有林内の2箇所（野塚野営場の沢、西河六号沢）について、治山工事実施に向けた本格的な調査が実施されました。

また、道営治山事業として施工する3箇所（沢西河一号沢、西河四号沢、境の沢）については、災害復旧治山工事の早期着

工のための調査委託業務が後志支庁から11月15日に発注されたほか、残る「野塚学校の沢」においては、町も協力して民有地の保安林指定のための相続人の追跡調査を行うなど、国及び道などの関係機関と連携を密にして治山事業の早期実施の要望運動をしているところです。

国及び道の関係機関の連携による一連の迅速な対応に感謝を申し上げたいと思います。

美国川河川改修事業計画

本年度内に地域住民説明会11月16日、町総合文化センターにおいて北海道が主催する第2回美国川水系河川整備計画検討委員会が開催されました。

今回は、小樽土木現業所から前回の会議で地元関係者を含む出席学識委員から出された河川改修幅の根拠や改修区間等に関する質疑事項への説明など河川整備計画案を審議し、承認されたところです。

今後は、北海道の最終的な河川整備計画の策定に向けた計画素案の縦覧を実施した後、本年度内に一般町民を含む地域住民説明会が開催される予定となっております。